

◆契約方法を変更させていただきます

令和6年11月1日から「特定受託事業者に係る取引の適正化に関する法律（フリーランス法）」が施行され、シルバー人材センターの会員もこの法律の適用を受けることとなりました。

この法律は、フリーランスとして働く方々が安心・安全に働ける環境を整備することを目的としており、厚生労働省から法の趣旨に沿ってシルバー人材センターの契約方法をお客様と会員との直接契約に見直すよう、明確な方針が示されました。これを受け、全国のシルバー人材センターでは契約方法の見直しが進められています。

このため、日田市シルバー人材センターでは**令和8年4月1日**から新しい契約方法へ移行いたします。

みなさまのご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

◆フリーランス法とは？

フリーランス法は、フリーランスとして働く方々が安心して働ける環境を整えることを目的として制定された法律です。

この法律では、フリーランスの方と企業などの発注事業者との間の取引を適正化し、就業環境を整備することを目的としています。

ここでいうフリーランスとは、従業員を使用せずに個人で業務を受託している方を指し、シルバー人材センターの会員もフリーランスとなります。

ただし、派遣契約により就業している会員については、フリーランスには該当しません。

◆契約方法の見直しによる変更点について

これまでの契約方法では、センターがお客様から仕事の依頼を受け、契約を行い会員へ仕事を再委託する形をとっていましたが、新しい契約方法では、お客様と会員の間に直接的な契約関係が生じることになります。センターは引き続き、お客様と会員の間に入り、仕事のマッチングや調整を行います。

新しい契約方法では、シルバー人材センターが約款として定める「シルバー人材センター利用規約」と「会員業務就業規約」に同意のうえ、センターと「利用契約」を結びます。

●シルバー人材センター利用規約

お客様がセンターを通じて会員に業務を委託する際の基本的なルールを定めたものです。

●会員業務就業規約

会員がセンターを通じて就業する際の基本的なルールを定めたものです。

●利用契約

お客様がセンターを通じて会員に業務を委託するために締結する契約で、業務の対価や契約の有効期間などが定められています。

●会員業務仕様書

利用契約に基づきセンターが作成し、会員に就業条件を明示します。

会員が会員業務仕様書に同意することで、お客様と会員の間に「請負・委任契約関係」が成立します。

これにより、お客様・センター・会員の三者による包括的な契約関係が生じます。

◆契約方法の見直しによる事業者に係る消費税の課税関係について

新しい契約方法において、シルバー人材センターから発行する請求書は、「センター業務委託料（事務費）」と「会員業務委託料（会員の報酬）」の2つで構成されています。このうち、「センター業務委託料」は、シルバー人材センターが適格請求書発行事業者のため消費税に係る適格請求書（インボイス）を交付しますが、「会員業務委託料」は、新しい契約方式において会員が受け取る「報酬」を指し、シルバー人材センターを経由しますが、お客様が会員へ支払う形となります。「会員業務委託料」は、会員は基本的に消費税免税事業者であるため、消費税に係る適格請求書（インボイス）を発行することができません。そのため、会員業務委託料については、消費税の仕入れ額控除が適用されません。

この変更により、お客様に一部ご負担が生じる場合がありますが、フリーランス法の趣旨に基づき、厚生労働省の方針に沿って実施されるものです。

ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。